

「個別の教育支援計画」を活用した特別なニーズ教育 ～小学校における特別支援教育を総合的に捉えた特別なニーズ教育の取り組み～

1) 本校の特別なニーズ教育の考え方と支援対象

川崎市北部の住宅地にある公立小学校で児童数572名、通常の学級17学級、障害児学級3学級の規模です。本校では、通常の学級に在籍する児童のうち、学習や行動に著しい不全を示す児童（以下SENを持つ児童と略す。SEN：Special Educational Needs.）が多数存在していました。

これらの児童たちの学習面や行動面での滞りを改善し、学習活動への適応を促進するため、校内に「支援システム」を立ち上げ、個に応じた支援を行うことは、学校経営や学級経営にとって重要な課題となっていました。ここで述べる支援システムとは、様々な滞りを示す児童を抱える教師を支援するシステムではなく、子ども一人ひとりの教育的なニーズを把握してそれに対応したサポートを提供できるシステムのことです。ただし「教育的ニーズ」とは、いまだ明確に定義されてはいません。本稿では「学年相当に身につけている学力や社会的スキルが形成されていない状態」と暫定的また便宜的に定義します。

一方、現場の教師は、これまでも子ども一人ひとりに適切な教育を保障するように努力を重ねてきました。さらに「特別な教育的支援」が必要かどうかは「障害」の有無ではなく、現行の教育条件の中で学習の困難を呈しているか、行動の不全を示しているかによるところが大きいものです。また「障害」とは「健常」との連続体の中に存在するもので、いわゆる軽度の障害児は、診断が困難である場合が多く、それゆえ障害児ではないことをもって特別支援教育の対象外におくということは現場では許されないことです。そこで、外国籍の児童、学習不振の児童、軽度発達障害児、虐待など保護者の対応が問題行動の原因となっている児童、精神疾患を持つ児童等も支援対象として特別支援教育を実施することとしました。

2) 個別の教育支援計画の目的と内容

子ども一人ひとりのニーズに応じた教育を実施するためには、まずニーズを的確に把握（評価）し、支援に関わる関係者間でニーズの明確化と共有化を図る必要があります。

また、学校だけの支援では十分な支援ができない場合は、医療や福祉などの関連サービス機関や地域との連携も重要になってきます。その際、医療や福祉、地域の支援が必要な児童に関しては、学校が行う支援とともに各機関が行う支援の役割を記述し、積極的に連携を図っていくこととしました。そこで、本校では「個別の教育支援計画」を支援にあたる関係者間で、児童のニーズやサポートに関して共通の理解を持つためのツールであると位置づけました。

また「個別の教育支援計画」策定は、通常の学級の担任と特別支援教育コーディネーター（以下Coと略す）が行うこととしました。

3) 「個別の教育支援計画」の作成を可能にする校内支援体制

特別な教育的ニーズを持つ児童を支援するにあたり4つのステージからなる校内支援システムを構築し支援に当たることとしました。以下に各ステージの概要を示します。

①ステージ1（Stage.1）：広報活動の実施

学校長は特別支援教育事業を開始するに当たり「PTA役員会」や地域民生委員、地域PTA代表者、保護司、町内会代表者、子供会役員、地域幼稚園園長からなる「学校協力者会議」（学校評価委員会）にも事業の趣旨を説明し理解と協力を求めることにしました。

そのうえで、年度当初に開催される「学校説明会」で特別な教育的ニーズの状態のある児童を支援していくといった特別支援教育事業の概略を説明することにしました。

②ステージ2 (Stage. 2) : 特別な支援が必要な状態を持つ児童の把握とのための全校スクリーニング (アセスメント)

特別な教育的ニーズの領域を「学力面」と「行動面」で評価することにしました。

特に学力は「見えにくい教育的ニーズ」であるため、2年生から6年生までのすべての児童に対して、前年度の学年の国語と算数の教科で「学力検査」を実施し、学力面で特別な支援が必要な児童を把握することにしました。

また、学習面や行動面で児童が持つ「特別な教育支援が生じている状態」を把握するために、担任は評価票に児童の実態を書き込み、実践活動を通じた評価を行うことにしました。1年生に関しては学習が十分進んでいないことから「対人交流」「遊び」「行動特徴」を評価票に記述し評価し、各担任から学校長に報告することにしました。

これらの情報は、担任、校長、教頭、教務主任、少人数担当者、養護教員、コーディネーター教員からなる教育相談部会で、子どもの持つ教育的ニーズの重篤さによりAからDの4段階に分けて整理し、それぞれに対応したサポートを提供していくことにしました。

Aグループは、学級の集団活動の中で担任の「かかわり方」や「教材の工夫」「席の移動」「友人関係の調整」など、通常の支援を拡大することで特別な教育的ニーズがある状態への支援が可能と思われる児童のことです。また、Bグループは、通常の学級担任の支援に加え、教務主任、養護教諭、など校内リソースを活用して支援にあたる児童、さらにCグループのは、校内専門家チームの支援を受けたり、校内で教科指導を中心とした個別学習をうけたりすることが必要と判断した児童です。Dグループは、現在、障害児学級に在籍し、通常の学級との交流は行いながらも、指導の大半を個別の学習、もしくは少人数で行っている児童です。

③ステージ3 (Stage. 3) : ニーズの明確化と共有化、サポートの提供

a. 連絡会議

連絡会議では、保護者の合意のもとに、Aグループ児童を特定し支援を行うことにしました。しかし、学力検査や担任による実践活動を通じた評価、保護者からの情報を総合しても特別な支援が生じている原因を特定できない場合は、知能検査やアセスメントバッテリーなどの諸検査の受検を保護者に勧めることにしました。

連絡会議の場で「担任による集団授業の中での個別の支援方法」や「詳しい検査の受検」に関し、保護者の了承が得られなかった場合は、担任が学年や教育相談部と協力して常の学級ベースのサポート拡大に努めることにしました。

b. 支援会議

「支援会議」は保護者・校長・担任・コーディネーター教員・校内専門家チームで構成し、保護者とアセスメントを共有し、指導目標を正しく理解し、領域によっては課題を協働して取り組むために行うことにしました。

支援会議では、「個別の教育支援計画」もとに、ニーズに対応したサポート体制を関係者間で話し合いBグループやCグループで教育的ニーズのレベルに対応したサポートを提供していくことにしました。

④ステージ4 (Stage. 4) : サービス調整会議

「個別の教育支援計画」に基づいた支援が行われているか、新たなニーズが生じていないかなど、評

価や支援サービス調整のための支援会議を1ヶ月から2ヶ月の間に開催することにしました。

4) 結果と考察

全校スクリーニングの結果、「教育相談部会」で通常の学級の62名がSENを持つ児童と特定されました。そのうち31名は、多動傾向を持ち、クラス内の対人交流で失敗することが多く、TK式学力検査の結果SS40前後でした。教育相談部では、これらの児童をAグループ児童とし、「授業の改善」「学級経営の見直し」を担当に要請し、学年でのコース別学習を行うとともに、生活上の問題は学年集会や学級会で「モラル」と「ルール」の学習を徹底することにしました。また、31名のSENを持つ児童には保護者の承諾のもとにWISC-Ⅲを実施しました。その結果、10名はFIQ90以上でしたが下位検査のばらつきがみられました。またFIQ80以上90未満の児童は7名、FIQ70以上80未満の児童は9名、FIQ70未満の児童は5名でした。これらの児童のうち「著しい学習の滞り」「言語発達の遅れ」「反社会的行動」がみられた14名の児童に関しては、保護者に対し、医師による診断を勧めました。診断を受けた児童のうち9名はADHDやLD, MR, HFA等の発達障害があると診断されました。このようなアセスメントの結果は職員会議で報告され、Bグループの児童19名、Cグループの児童12名として支援にあたることにしました。担任とCoはアセスメントの結果をもとにBCグループの全員と保護者から要請があったAグループの10名の31名に「個別の教育支援計画」を作成し「支援会議」で保護者の合意を得て指導を開始しました。

本校で「個別の教育支援計画」が活用されている要因の一つには、特別な教育的ニーズを持つ児童を「発達障害児」に限らずに「学力面や行動面で種々の困難がある児童」と定義付けたことが挙げられます。もし、支援の対象を発達障害児ばかりに限定した場合は「特別な教育的ニーズ」が、即「発達障害」に起因したものと固定化される恐れがあり、支援を提供使用とする際、保護者に多大な不安や拒否的な反応を生み出す結果になったと思われます。また、ただでさえ膨大な仕事量を抱える通常の学級の教師の「障害児への支援は、障害児学級で行うべきである」といった考えを助長させ「現行の教育条件では支援しきれない児童を支援していく」といった理解が得られなかったと考えられます。

さらにSENのある児童を支援する基本的な立場を職員会で確認し、特別なニーズを持つ子の滞りを通常の学級の課題として捉え、これまでの通常の指導を各担任が見直し、自らの指導を改革してきたことも保護者や地域から賛同を得られた大きな要因と思われます。

支援システムが円滑に機能したことで、保護者も交えた支援者間で「ニーズの明確化と共有化」「個別の教育支援計画の作成」を円滑に行うことができました。さらに、一方的に学校が指導計画を提示し、保護者に協力を依頼するのではなく、対象児の支援にあたる関係者が、問題の解決のために、自分の意見を主体的に述べたことによって、それぞれの役割と責任が明確になり、実際の指導が確実に行われるようになりました。

今後も保護者と共同して「個別の教育支援計画」を作成し、特別な教育的ニーズを持つ子への支援を展開していきたいと思えます。